

【答弁】

◎上田清司知事

次に、災害時のトイレ難民を救済のお尋ねのうち、災害時の水確保についてでございます。

県では、平成二十五年度に今後発生する可能性のある五つの地震を対象にライフラインなどの被害想定の見直しを行った結果、断水人口を最大で百四十一万人と算出しています。この断水人口を基に断水期間を仮に十日間とすると、炊事やトイレなどの生活に最小限必要な水の量が二十一万トンということになります。この必要量に対して、現在、県企業局では大久保浄水場など県内十か所に約五十一万トンを確保しております。さらに、震災時にも確実に水の安定供給ができるよう県企業局では水道施設の耐震化も進めております。

水処理施設については、平成三十四年度までに耐震化が完了します。送水管は断水時に影響の大きい重要路線を優先して更新してまいります。これらの取組のほかにも、県営水道の送水管から直接給水を行う応急給水装置の避難所などへの配備やペットボトルの備蓄、飲料水メーカーとの災害時応援協定の締結などにより、災害時の水の確保は十分ではなくても一定程度のことは可能だと考えております。このほかにも市町村でも想定断水人口に基づいて必要な量を確保することにしています。

災害対策を考える上で重要なことは、不測の事態に備えるばかりではなく、備えたことでもそれを一〇〇パーセント発揮することは難しいだろうというふうに認識しておくことが大事だと思っております。この考え方に立てば、議員御提案の災害時のトイレ用水については、井戸や河川水、湧き水を利用することは水確保手段の多様化の視点から大変有効です。井戸の活用については、県内でも既に二十五市町村において断水時に個人が所有する井戸を開放し、生活用水として利用できる災害時協力井戸の登録も進めています。河川水や湧き水の利用についても水際へのアプローチ施設や取水ピットがあれば市町村がその活用も視野に入れ、災害対策を検討できるものだと考えます。

地域の実情を細かく把握しています市町村が、このような多様な資源について安定的な利用が可能かどうか、また、安全に利用できるかどうか確認し、有効活用について検討することが、まずは大事だと思っております。そのため市町村に対し災害時に活用できる多様な資源の検討を行い、地域防災計画への位置付けや防災訓練における活用がなされるよう県として働き掛けてまいります。

（以上）